

週休2日モデル工事の経費の補正について

1 経費の補正方法

週休2日モデル工事において、発注方式及び休日確保の実績に応じて労務単価に補正係数を乗じるものとする。

【発注者指定方式】

- ・4週8休以上の休日の確保を前提に当初予定価格から以下の補正係数を乗じるものとする。
- ・実施できなかった場合は補正分を減額する。

【受注者希望方式】

- ・4週8休以上の休日の確保ができた場合は、以下の補正係数を乗じて、精算変更を行う。
- ・実施できなかった場合は補正しない。

【補正係数】

補正係数は以下の区分により設定する。

※市場単価に含まれる費用についても補正の対象とする。

「区分①」	「区分②」
・労務単価 : 1.05	・労務単価 : 1.05
・機械経費(賃料) : 1.04	・機械経費(賃料) : 1.04
・共通仮設費率 : 1.02	・共通仮設費率 : 1.04
・現場管理費率 : 1.03	・現場管理費率 : 1.06

2 4週8休の考え方

「4週8休」とは土日・祝日などの休日の閉所を基本としつつ、やむを得ず休日に工事をした場合でも、4週間以内にトータル8日間以上の休日を取得する。

期間は現場施工に着手した日(準備期間は含まない)から現場施工が完了(後片付け期間は含まない)するまでの間とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、休工日は現場を閉所とし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

※【準備期間】 施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※【後片付け期間】 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。